

所得税、市・県民税の申告

所得税等の確定申告

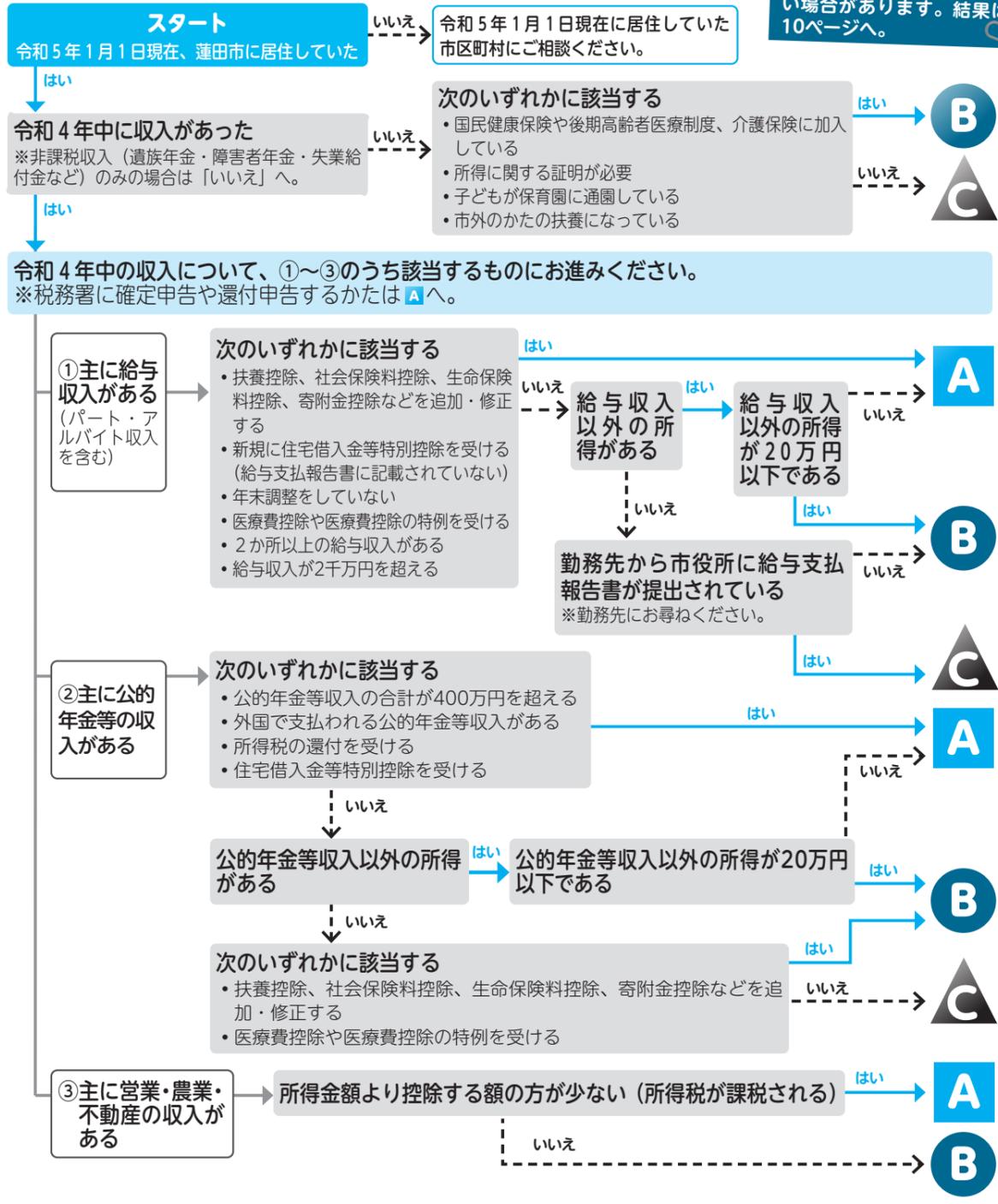
春日部税務署 ☎733-2111
(〒344-8686、春日部市大沼2-12-1)

市・県民税の申告

税務課市民税担当 ☎768-3111 (内線) 127

フローチャートで、申告が必要かどうか確認しましょう

フローチャートは一般的な目安のため、当てはまらない場合があります。結果は10ページへ。



A 所得税等の確定申告が必要です

方法1 春日部税務署で申告する (13ページ参照)

還付申告をされるかたについては1月24日(火)から春日部税務署で申告を受け付けています。

日時 2月16日(木)～3月15日(水)午前9時～午後5時、受付午前8時30分～午後4時(土・日曜日、祝日は休み)

※2月19日(日)・26日(日)は受け付けていません。

場所 春日部税務署
※税務署は駐車場が狭いため、公共交通機関をご利用ください。

☎ 春日部税務署 ☎733-2111

方法2 春日部税務署へ郵送または収受箱へ投函する

確定申告書は税務署へ郵送や、土・日曜日に税務署の時間外収受箱へ投函できます。申告書は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「確定申告書作成コーナー」で、案内に従って入力することで作成できます。確定申告に関する質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」で調べることができます。

☎ 春日部税務署 ☎733-2111

方法3 インターネットで申告する

税務署が発行した利用者識別番号をお持ちのかたは、申告書を国税庁ホームページで作成し、e-Taxを利用することで、パソコンやスマートフォンから確定申告ができます。詳細は、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

☎ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

方法4 税理士による所得税の還付申告・確定申告の無料電話相談をする

日時 2月2日(木)～15日(水)午前9時30分～正午、午後1時～4時(土・日曜日、祝日は休み)

場所 各税理士事務所

対象 所得税が還付されるかたのうち、年金を受けているかた、給与所得者で医療費控除を受けているかた、年の途中で退職・就職したかた(住宅借入金等特別控除を受けるかた、給与や年金以外の所得があるかたを除く)

※有料の場合もあります。事前にご確認ください。

☎ 関東信越税理士会春日部支部事務局 ☎738-7470

方法5 市・県民税申告相談会(12ページ参照)で相談する

事業所得、農業所得、不動産所得のあるかたは「収支内訳書」を、医療費控除を受けるかたは「医療費控除の明細書」もしくは「セルフメディケーション税制の明細書」をあらかじめ作成してお持ちください。次の申告の相談は、お受けできませんので、春日部税務署で申告してください。

～市の申告相談会でお受けできない相談～

- 事業所得、農業所得または不動産所得のあるかたで、「収支内訳書」を作成していないかた
- 令和3年分以前の確定申告をするかた
- 青色申告をするかた
- 還付申告をするかたで、源泉徴収票のないかた
- 住宅借入金等特別控除の申告をするかた(ただし、2年目以降で、税務署から送られてきた証明書をお持ちのかたは除く)
- 住宅耐震改修特別控除の申告をするかた
- 分離課税の申告をするかた(土地・建物・株式等の譲渡、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算、山林所得、退職所得など)
- 外国税額控除のあるかた
- 雑損控除のあるかた

B 市・県民税の申告が必要です

昨年度において市・県民税の申告をされたかたを対象に、令和5年度分市・県民税の申告書を1月下旬に発送します。また、ご希望があれば申告書を送付しますのでご連絡ください。

市・県民税の申告書の提出は、できる限り郵送または専用ポストをご利用ください。

専用ポスト設置場所 ①市役所税務課窓口 ②平野連絡所 ③蓮田駅西口行政センター

専用ポスト設置期間 2月16日(木)～3月15日(水)

なお、確定申告をするかたは、市・県民税の申告は必要ありません。

C 市・県民税の申告は必要ありません



市・県民税の申告相談会について

申告相談会では、市・県民税の申告相談の他、所得税の確定申告のうち簡易なものとの相談を事前予約制にて行います（市の申告相談会でお受けできない相談につきましては、10ページを参照してください）。

予約については、市ホームページ「令和5年度市民税・県民税申告相談会の予約」(https://www.city.hasuda.saitama.jp/ze/kurashi/zeikin/shimin/r5/yoyaku.html)からお願いします。なお、申告相談会の予約受付は、1月13日(金)から3月8日(水)までです。

インターネット予約が難しい場合、電話受付しますのでお問合せください。

税務課市民税担当 内線 127



申告相談の予約はこちら

日程（事前予約が必要です）

期間	2月16日(木)～3月15日(水) 午前9時～午後4時30分（土・日曜日、祝日は休み）
場所	市役所西棟 2階第3・4会議室

※期間中は、市役所1階の税務課窓口での申告相談はご遠慮願います。
※確定申告の相談内容は所得税のみで、贈与税等の他の相談は行っていません。

必要なもの

必要なもの	補足
市・県民税申告書、添付書類台紙	市・県民税申告書（1月下旬発送予定）が市税務課から送られてきたかたは、その申告書をお持ちください。
申告者の個人番号確認書類	個人番号カード（裏面）・通知カード・個人番号記載の住民票のいずれかの原本または写し
申告者の本人確認書類	個人番号カード（表面）・運転免許証・公的医療保険の被保険者証・パスポート・障害者手帳・在留カード等のいずれかの原本または写し
配偶者、扶養親族の個人番号等が確認できるもの	控除対象者または同一生計配偶者の個人番号・生年月日・住所が確認できるもの ※写しの提出は不要です。
令和4年中の所得が分かるもの	源泉徴収票、支払調書、事業所得・農業所得・不動産所得の収支内訳書など ※源泉徴収票を受け取っていない場合や紛失の場合は、支払者にお問い合わせください。
控除を受けるもの	生命保険料や地震保険料の控除証明書、社会保険料の領収書・証明書、学生証、障害者手帳、医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書
確定申告のお知らせがき	税務署から「確定申告のお知らせがき」が届いているかたのみ必要です。
利用者識別番号	所得税の申告をされるかたは、利用者識別番号がわかるものが必要です。
口座がわかるもの	所得税の還付を受けるかたは、振込み口座がわかるものをお持ちください。

春日部税務署による所得税等の確定申告

期間 令和5年1月24日(火)～3月15日(水)（土・日曜日、祝日は休み）
2月19日(日)・26日(日)は開場

※令和5年1月24日(火)～2月15日(水)は還付申告の相談のみ受け付けます。

受付時間 午前8時30分～午後4時

場所 春日部税務署（春日部市大沼2丁目12番地1）

確定申告会場の入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

※スマートフォンをお持ちのかたは、確定申告会場において、基本的にスマートフォンを利用して申告書を作成していただきます。

※確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、少人数でお越しください。

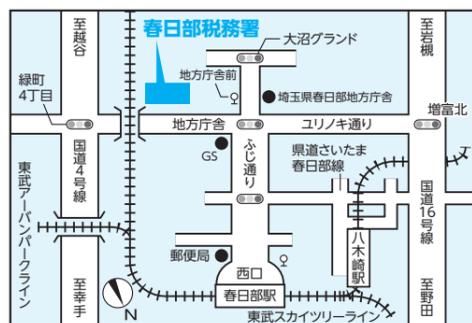
※入場の際に検温を実施しています。

※午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。

春日部税務署 ☎733-2111（自動音声でご案内します）



国税庁LINE
公式アカウント



東武スカイツリーライン（東武伊勢崎線）・東武アーバンパークライン（東武野田線）春日部駅（西口）から徒歩20分または春日部駅（西口）から朝日バス（かすかべ温泉行）「地方庁舎前」停留所下車徒歩2分

介護保険関係の控除証明

確定申告等に係る介護保険関係の控除証明を発行します。

障害者控除等対象者認定書

障害者手帳をお持ちでないかたでも、要介護の認定を受けている65歳以上のかたで、申請により身体障がい者などに準ずるとして認められた場合、「障害者控除等対象者認定書」を発行します。要介護認定を受けているかたで、認定調査票や主治医意見書の記載内容に基づき、一定の要件を満たす場合に証明が受けられます。介護保険被保険者証が必要です。

主治医意見書記載事項確認書

要介護等の認定を受けていて、おむつ代の医療費控除が2年目以降のかたは、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、主治医意見書の項目が判定基準に該当する場合に、市が発行する「主治医意見書記載事項確認書」でも対応できます。前年に申告したことが分かる書類（確定申告書の控え、おむつ使用証明書の写しなど）が必要です。

※各証明書は、市の保有する書類の関係上発行できない場合があります。また、発行までに1週間程度を要しますのでご了承ください。

3111 内線 145
長寿支援課介護保険担当 ☎7688

医療費控除（医療費控除の特例）を適用されるかたへ

医療費控除を適用されるかたは、①、②のいずれかの書類の提出が必要です。

- ① 医療費控除の明細書、保険組合が発行した医療費通知等
- ② セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の明細書及び一定の取組みを明らかにする書類（健康診断・検査等の結果通知、予防接種の領収書等）

①の書類について（補足） 医療費控除を受ける場合に「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付しなければなりません[※]、医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、医療費通知を添付することによって医療費控除の明細書の記載を簡略化することができます。

また、領収書の提出は不要ですが、税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、5年間保管する必要があります。

[※]医師の治療を受けているかたのおむつ代について医療費控除を受けるには、使用証明書等、医師等が発行した明細書の添付が必要です。ただし、医療費控除の明細書の欄外の余白などに①証明年月日②証明書の名称③証明者の名称（医療機関名など）を記載すれば添付は不要です。

春日部税務署 ☎733-2111